

虐待防止マニュアル

(目的)

第1条 このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、社会福祉法人いぶきサポート協会が運営する児童発達支援・放課後等デイサービスの施設（以下「施設」という。）において、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

(虐待の定義)

第2条 「虐待」とは、当施設の職員が利用者に対して行う次の行為をいう。

身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる など
性的虐待	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある) 【具体的な例】 ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする など
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れないと子ども扱いする など
放棄・放任	食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・体から異臭がするなど衛生状態が悪い ・ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる など
経済的虐待	本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する など

(虐待防止対応責任者)

第3条 虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を置く。
虐待防止対応責任者は、管理者とする。

(虐待防止受付担当者)

第4条 利用者、その保護者、関係者等（以下「利用者等」という。）が虐待の報告を行いやすくするため、虐待防止受付担当者を置く。
虐待防止受付担当者は、児童発達支援管理責任者が担当する。

(虐待報告等の受付)

第5条 虐待防止受付担当者は、利用者等からの虐待報告を隨時受け付ける。また、虐待防止受付担当者が不在の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。その場合、速やかに虐待防止受付担当者へ状況を報告すること。

(虐待への対応)

第6条 虐待防止対応責任者は、前条の虐待の報告を受けたときは、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、区役所障がい者虐待防止センターに虐待の通報を行う。
虐待防止対応責任者は、虐待の内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。
虐待防止対応責任者は、利用者の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

(虐待を受けた利用者や家族への対応)

第7条 虐待の報告を受けた虐待防止受付担当者は、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先に行う。
虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、利用者が安心できる環境づくりを行う。
虐待防止対応責任者は、虐待を受けた利用者やその家族に対して虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明し、謝罪を行ない信頼の回復に努める。

(改善に向けた措置)

第8条 虐待防止対応責任者は、職員会議を開き、虐待の再発防止策を検討する。必要に応じて、利用者等とも協議の場を設ける。
虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し利用者等に説明する。

(虐待防止のための措置)

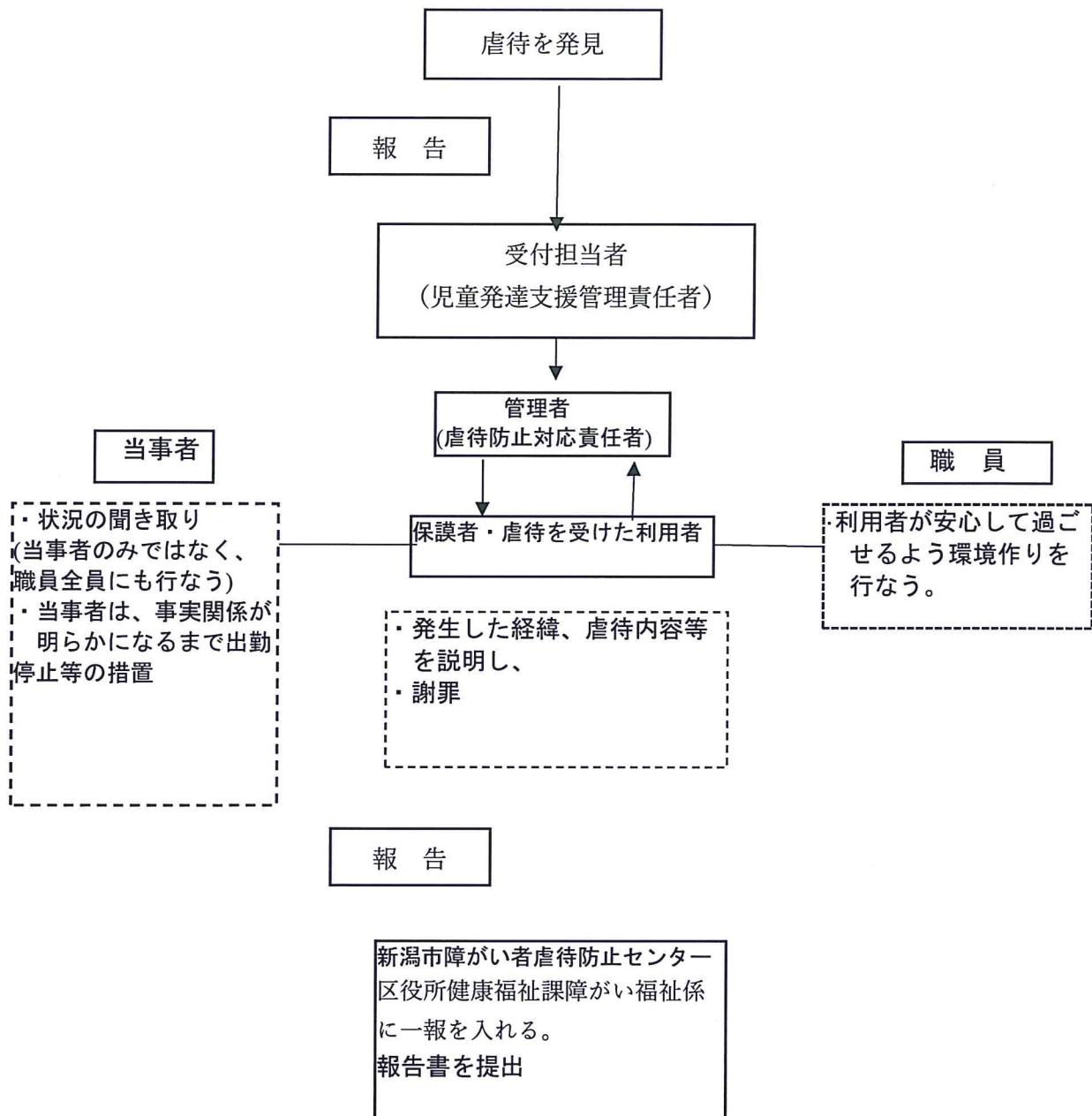
第9条 虐待防止対応責任者は、虐待の防止を図るため、定期的に職員研修を実施する。虐待防止対応責任者は、虐待対応の仕組みや通報先について施設内掲示物、パンフレット等に記載し、周知する。

(虐待対応の記録・報告)

第10条 虐待防止受付担当者は、虐待報告受付から解決・改善までの経過と結果について所定の書面に記録する。
虐待防止対応責任者は、虐待通報者及び被虐待者に対し改善を約束した事項について、隨時又は一定期間後に虐待通報者及び被虐待者に状況を報告する。

利用者さんに職員からではなくとも、虐待等の兆候が見られた場合も受付担当者に報告し管理者の判断、指示を受ける。

対応の流れ



(附則)

このマニュアルは、平成27年4月1日から施行する。
このマニュアルは、令和3年4月1日に改訂。